

令和2年12月25日

大阪狭山市

近畿大学病院移転後の跡地での医療機能等に係る 大阪府からの回答に対する本市の考え方（方針）

〔経過など〕

- 令和2年11月6日
本市から表題の内容（正式には、「近畿大学病院移転後の周辺地域における将来にわたる必要な医療需要を踏まえた跡地での医療機能等について（照会）」）を大阪府へ照会しましたところ、同月20日に大阪府から回答がありました。
- 以下に、
 - ① 11月6日 付け、本市から大阪府への照会文書の要旨
 - ② 11月20日付け、大阪府から本市への回答文書の要旨、回答資料
 - ③ 大阪府の回答内容に対する本市の考え方（方針） を示します。

① 本市から大阪府への照会文書の要旨（令和2年11月6日付け、大狭企第66号）

- (1) 平成29年（2017年）11月20日に、近畿大学が病院統合再編計画を変更され、大阪狭山市の跡地に300床の病院を残すことを撤回されました。
- (2) これを契機とし、平成30年（2018年）1月29日に、大阪府、本市、同大学の三者間における協議の場（以下「三者協議」という。）を設け、跡地での医療機能等について協議を進めてきました。
- (3) これまでの三者協議における主な成果としては、平成30年（2018年）9月13日付け「三者協定書」を締結したことです。
- (4) また、本市においては、本年4月から「狭山ニュータウン地区活性化プロジェクトチーム」を組織し三者協定書に係る対応等について、全庁的な検討を深める一方で、同年5月からは、同病院等が移転した跡地全体の活用方策を集中的に協議する場として、本市と同大学の二者間に学識経験者を交えた勉強会を重ねてきました。
- (5) 今般、その勉強会や三者協議における議論が、一定進展してきましたことから、三者協定書第2条（注1）に規定される跡地での医療について、周辺地域における将来にわたる必要な医療需要を踏まえた医療機能について、大阪府の見解を照会しました。
- (6) また、前述の大阪府の見解が示された場合、そのことを包含した本市と同大学との二者間における包括連携協定を締結することに関しても、併せて、大阪府の見解を照会したものです。

（注1）三者協定書（抄）

第2条 近畿大学は大学等の移転後における跡地での医療について、大阪府及び大阪狭山市との協議による周辺地域における将来にわたる必要な医療需要を

踏まえながら、医療法人等への経営移譲を軸に医療機能の確保に努めるものとする。ただし、経営移譲が実現できなかった場合は、近畿大学は、別途方策を講じるものとする。

② 大阪府から本市への回答文書の要旨、回答資料

(令和2年11月20日付け、保企第2808号)

(1) 三者協定書第2条に規定される、近畿大学病院移転後の跡地での医療機能について

⇒ 南河内二次医療圏においては、既存病床数が将来にわたって基準病床数を上回る予想であり、病床利用率からみても、病床数の不足感は見られない状況です。

しかしながら、病床機能別にみると、大阪府地域医療構想上の回復期機能が不足していることから、後継病院については、同機能を有する病院を中心に検討されるべきと思料します。

(詳しくは別紙資料のとおり) ※

(2) 三者協定書に係る内容を含む大阪狭山市と近畿大学との二者間における包括連携協定締結については、三者協定書に影響を与えるものではないことから、特に問題はありませぬ。

※ 別紙資料の概要

近畿大学病院移転後の南河内二次医療圏における医療需要

(令和2年11月20日 大阪府健康医療部保健医療室)

1、近畿大学病院が南河内二次医療圏において担っている役割

⇒ 三次救急、心筋梗塞・脳卒中等の救急、がん、小児、周産期医療等における基幹病院及び災害拠点病院としての機能・役割。

2、医療提供状況（基準病床数の推移等）

⇒ 既存病床数が将来にわたって基準病床数を上回る。

⇒ 一般病床の利用率から見ても、病床数の不足感はない。

3、不足する医療機能（病床機能）

⇒ 病床機能別では、回復期機能を担う病床への転換・確保が喫緊の課題。

4、考察

⇒ 後継病院については、圏域内で不足する回復期機能を有する病院を中心に検討されるべきであり、現病院と移転後の新病院の病床差である119床を超えて整備する場合は、厚生労働省協議が必要となる。

また、近畿大学病院は、移転後も引き続き地域の医療機関と連携し、南河内医療圏における三次救急及び災害拠点病院等として、基幹的な役割を果たす必要がある。

なお、府、大阪狭山市、近大は、上記医療需要にかかる認識を共有し、三者協定書に基づき跡地での医療機能の確保に係る諸手続きについて、協議しながら進めていく。

③ 大阪府の回答内容に対する本市の考え方（方針）

- (1) 令和2年11月20日付けの大阪府からの回答書は、本市や近畿大学はもとより、厚生労働省並びに府内の医療関係者の共通認識であり、今後、近畿大学が後継病院を確保するための基本となるものです。
- (2) これまで本市においては、市民要望や、署名活動を重く受け止め、近畿大学が病院再編計画の中で、一旦は示した28診療科目、300床規模の病院を跡地に設置されるよう、三者協議の場において、一貫して求めてきました。
- (3) この間、三者協議において、本件回答書「考察」の議論を大阪府がリードしてきました。
このため、三者協議の枠を越えて、その考察を早期に公にすることにより、移転まで3年4ヶ月程度の限られた期間内で、確実に後継病院を確保する必要があると考えています。
- (4) 今回の「考察」について、本市は、“119床で良い”、としているものではなく、大阪府から正式に考察が示されたことを受け、これ以上、従来の主張を続けるだけでは、病院事業者という相手方のある多面的な交渉事が進展せず、結果的に、後継病院が確保できないという可能性も否定できないと考えています。
- (5) 119床を超える病床を整備するためには、2つの方法が考えられます。
一つ目は、南河内二次医療圏内の既存の病院が、その保有する病床とともに、近畿大学病院の跡地へ移転してくることにより、既存病院の病床数に119床を加えて整備することです。
- (6) 二つ目は、医療行政を所管する大阪府が今回示した「考察」以上に、客観的で定量的な医療需要を本市が大阪府を通して厚生労働省に示し協議した上で整備することが考えられます。
ただし、この方法は、近畿大学病院が移転した後であっても、現状では、同圏域内の既存病床数が基準病床数を超える将来予測であることから現実的ではありません。
- (7) このため、近畿大学には、できるだけ同圏域内で後継病院の候補を確保していただきたいと考えていますが、同大学が後継病院を確保する過程において、まずは、幅広く条件を限定せずに、119床をスタートラインとして、確実に後継病院の候補が確保されるよう大阪府とともに、近畿大学に求めていきます。
- (8) 仮に、同圏域内から後継病院の候補が確保できなければ、（原則として、病床が過剰な医療圏へ移転して病床を整備することはできないため）後継病院の病床数は、119床が上限となります。

(9) この場合（119床が上限の規模となる場合）は、医療資源の確保をはじめ、現下の逼迫する病院経営の観点などから28診療科目を確保することや、令和6年4月からの医師の働き方改革により、全国的な医師不足が見込まれるため、集約化が求められている周産期医療及び小児科、救急科については、標榜できない可能性が高く、また300床規模の後継病院が立地できたとしても、その経営資源の状況によっては、同様の可能性があります。

(10) このため、三者協議の場において、後継病院の確保の動向を確認しながら、可能な限り病床数や、診療科目の要望をしていきます。

(11) 近畿大学病院が移転したあと、できるだけ空白期間の無いように、後継病院を開設することが必要であると考えています。

後継病院の開設が遅れ、一定の期間以上病床が稼働しなかった場合は、その病床が、未利用の病床として廃止される可能性もあります。

(12) このような事態となった場合は、後継病院の開設は事実上、不可能となるため、まずは、近畿大学が同圏域の内外を問わず、幅広く、後継病院の候補を確保することが先決です。

(13) 近畿大学病院が泉ヶ丘へ移転した後であっても、三者協定書に「引き続き、大阪狭山市を含む南河内二次医療圏における基幹病院としての役割（とりわけ三次救急、心筋梗塞・脳卒中等の救急、災害拠点病院としての機能・役割、がん、小児、周産期医療等）を確実に果たすとともに、地域医療の充実に積極的に取り組む。」と明記されています。

(14) また、昨年10月の大阪府議会、健康福祉常任委員会においても、大阪府は「三次救急及び災害拠点病院」に関して答弁（注2）されています。

府議会での議論も鑑みながら、移転後も、あらゆる機会を通じて、近畿大学と大阪府の取組みを確認していくとともに、後継病院を含む本市内の医療機関が、泉ヶ丘の新しい近畿大学病院と有機的な連携が図れるよう、関係者とともに、その枠組みの構築を検討していきます。

(注2) 大阪府議会、会議録検索リンク

<https://ssp.kaigiroku.net/tenant/prefosaka/S>

(15) 今後、近畿大学とは、より一層連携を進めて行かなければならないため、包括連携協定の締結に向けて、同大学と調整を進めています。包括連携協定で想定する連携項目としては、これまで進めてきた連携事項に加え新たに、同大学との勉強会の成果として、移転後のまちづくりに関することを盛り込めるよう調整を進めています。

- 本市では、今回、大阪府から示された「考察」を11月24日（火）に、近畿大学へ持参して、後継病院の確保を確実なものとしていただくよう依頼しました。
- 今後、市民の皆様にご安心いただけますよう、三者協議の枠組みの中で、後継病院の確保に関して、令和6年の春までのスケジュールを意識した取組みを進めて参ります。

上記（1）～（15）は、令和2年12月9日の大阪狭山市議会での市長答弁から抜粋しています。